

令和元年度 中央区保育士等職員宿舍借上支援事業

<一般賃貸物件の利用による補助について>

待機児童解消に必要な保育士等の人材確保を図るため、一般の賃貸物件を保育士等職員の宿舍用に借上げを行う事業者に対し、賃借料等の費用の一部を補助します。

1 補助の対象となる職員

区内の認可保育所、認定こども園、東京都認証保育所、小規模保育事業所、及び地域型保育事業所に勤務し、かつ、宿舍に入居している常勤保育士等職員のうち、事業者採用された日から起算して10年以内の者（ただし、平成25年3月31日以前に事業者が借り上げた宿舍に入居している者を除く。）

※「常勤保育士等職員」とは、常勤の保育士、施設長、保育補助者、調理員、看護師等（経営に携わる法人の役員は除く。）をいう。

2 補助内容

(1) 補助対象経費

賃借料、共益費（管理費）、更新料、礼金

(2) 補助金額

宿舍1戸あたりの補助対象経費（月額）の7/8（1,000円未満切捨て）

ただし、補助基準額82,000円を上限とする。また、賃借料の一部を補助対象職員が負担している場合は、賃借料から本人負担分を除いた額を補助対象経費とする。

(3) 補助対象期間

補助対象職員が、借上住宅に入居している期間（ただし、申請は会計年度ごととする。）

※一般賃貸物件に係る本事業の令和2年度以降の内容については未定。

(4) その他：詳細は要綱をご覧ください。

3 参考（ホームページ）

<https://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/hoiku/seido/syukusyakariage.html>

<中央区社宅利用型借上住宅（勝どきグリーンホームズ2）の利用による補助について>

待機児童解消に必要な保育士等の人材確保を図るため、中央区社宅利用型借上住宅（勝どきグリーンホームズ2）を保育士等職員の宿舍用に借上げを行う事業者に対し、借上住宅使用者負担額の一部を補助します。

1 補助の対象となる職員

区内の認可保育所、認定こども園、東京都認証保育所、小規模保育事業所、及び地域型保育事業所に勤務し、かつ、宿舍に入居している常勤保育士等職員のうち、事業者採用された日から起算して10年以内の者（ただし、平成25年3月31日以前に事業者が借り上げた宿舍に入居している者を除く。）

2 補助内容

(1) 補助対象経費

借上住宅使用者負担額

(2) 補助金額

宿舍1戸あたりの補助対象経費（月額）の7/8（1,000円未満切捨て）

ただし、借上住宅使用者負担額の一部を補助対象職員が負担している場合は、借上住宅使用者負担額から本人負担分を除いた額を補助対象経費とする。

(3) 補助対象期間

補助対象職員が借上住宅に入居している期間（ただし、申請は会計年度ごととする。）

※社宅利用型借上住宅に係る補助事業は令和2年度の会計年度末までの予定。

(4) その他：詳細は要綱をご覧ください。

3 その他

- 住宅の申込受付は、住宅課で行います。
- 住宅を申込みの際は、必ず中央区借上住宅の社宅利用型住戸の申込資格があることを確認するとともに、「中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金」を利用することをお申し出ください。
- 補助金申請の受付は子育て支援課で行います。
- 補助金の枠には限りがあります。

4 参考（ホームページ）

<http://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/sumai/kotekizyutaku/kariagesaisinn.html>

【問合せ先】

（中央区保育士等職員宿舍借上支援事業に関すること）

福祉保健部子育て支援課保育運営係

電話番号 (3546) 5728

（中央区社宅利用型借上住宅申込に関すること）

都市整備部住宅課住宅管理係

電話番号 (3546)5467、(3546)5470